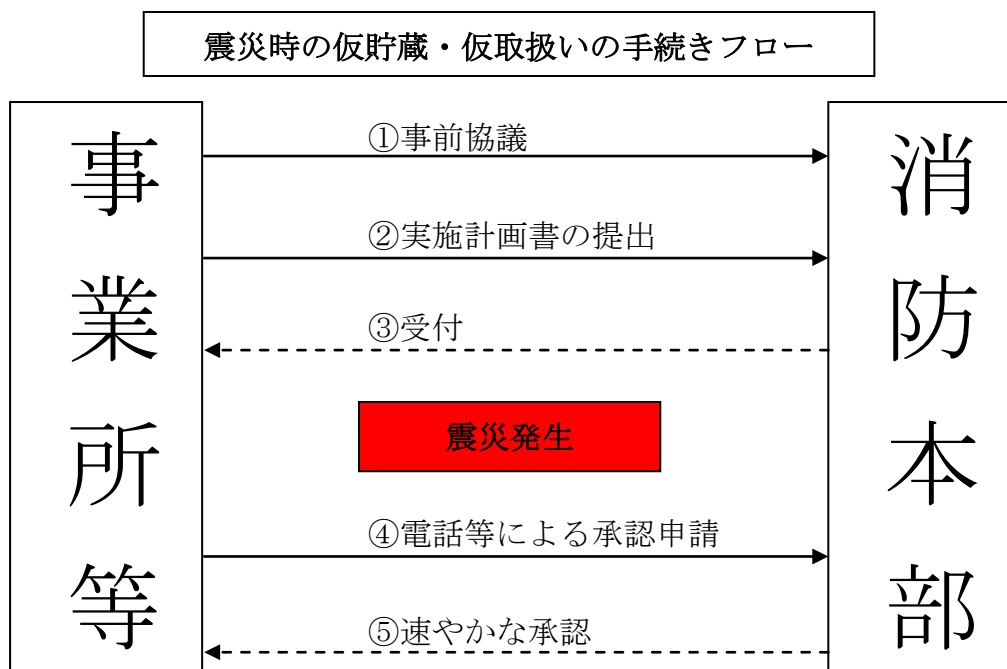


平常時の危険物仮貯蔵・仮取扱いの申請は、申請から承認まで最大で5日要する。申請に係る事前の相談を含めれば、更に承認まで期間を要する。震災時は、通常の手続きが困難となる可能性があり、大幅に期間を要する恐れがある。



事前に震災時における実施計画書を提出しておくことで、震災時に必要となった申請を電話等で行うことができ、申請から承認（口頭）が即日可能となる。これにより、緊急に必要なとなった危険物の貯蔵等が迅速に行うことができ、スムーズな災害復旧を図ることができる。ただし、申請書の提出及び手数料の支払いは後日行う必要がある。